

# 那須塩原市規則第 7 1 号

## 那須塩原市環境影響評価条例施行規則

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 配慮書（第 4 条—第 9 条）
- 第 3 章 方法書（第 1 0 条—第 1 4 条）
- 第 4 章 準備書（第 1 5 条—第 3 0 条）
- 第 5 章 評価書（第 3 1 条）
- 第 6 章 事後調査の手續等（第 3 2 条—第 3 5 条）
- 第 7 章 対象事業の内容の変更等（第 3 6 条—第 3 9 条）
- 第 8 章 那須塩原市環境影響評価審議会（第 4 0 条—第 4 4 条）
- 第 9 章 雑則（第 4 5 条—第 4 7 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### （趣旨）

第 1 条 この規則は、那須塩原市環境影響評価条例（令和 2 年那須塩原市条例第 4 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

##### （対象事業）

第 3 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定めるものは、別表第 1 事業の欄に掲げる

事業ごとに、それぞれ同表要件の欄に掲げる要件に該当する事業とする。

## 第2章 配慮書

(配慮書の公告事項等)

第4条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 実施想定区域
- (4) 配慮書の提出年月日
- (5) 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 条例第11条第1項の意見を提出できる旨
- (7) 前号の意見の提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項

2 条例第8条の規定により配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 那須塩原市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(配慮書説明会の開催に当たり市長に提出する書類の記載事項等)

第5条 条例第9条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 実施想定区域

2 条例第9条第2項の規定による書類の提出は、配慮書説明会開催届（様式第1号）に配布を予定している書類を添付して行うものとする。

3 条例第9条第2項の規定による配慮書説明会の開催の周知は、条例第10条の規定による配慮書の内容の周知と併せて行うことができる。

(配慮書の内容の周知方法)

第6条 条例第10条の規定による配慮書の内容の周知は、事業者の事務所又は適切な施設において配慮書を縦覧に供することにより行うものとする。

2 事業者は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる方法のうち適切なものにより周知させるよう努めるものとする。

(1) 配慮書の概要を平易に記載した印刷物の作成及び配布

(2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、配慮書の内容を周知するための適切な方法

3 事業者は、前2項の規定により周知の方法を決定したときは、速やかに当該方法を市長に報告するものとする。

(配慮書についての意見の提出方法)

第7条 条例第11条第1項の規定による意見の提出は、配慮書についての意見書(様式第2号)により行うものとする。

(配慮意見書の作成期間)

第8条 条例第12条第1項の規則で定める期間は、60日間とする。

(配慮意見書の公告事項等)

第9条 条例第12条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称

(3) 配慮意見書の作成年月日

(4) 配慮意見書の縦覧の場所、期間及び時間

2 条例第12条第4項の規定により配慮意見書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 那須塩原市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

### 第3章 方法書

(方法書の公告事項等)

第10条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 実施予定地
- (4) 方法書の提出年月日
- (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 条例第17条第1項の意見を提出できる旨
- (7) 前号の意見の提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項

2 条例第15条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 那須塩原市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(方法書の内容の周知方法)

第11条 条例第16条の規定による方法書の内容の周知は、事業者の事務所又は適切な施設において方法書を縦覧に供することにより行うものとする。

2 事業者は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる方法のうち適切なものにより周知させるよう努めるものとする。

- (1) 周辺地域の住民に対する説明会の開催
- (2) 方法書の概要を平易に記載した印刷物の作成及び配布
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、方法書の内容を周知するための適切な方法

3 事業者は、前2項の規定により周知の方法を決定したときは、速やかに当該方法を市長に報告するものとする。

(方法書についての意見の提出方法)

第12条 条例第17条第1項の規定による意見の提出は、方法書についての意見書(様式第3号)により行うものとする。

(方法意見書の作成期間)

第13条 条例第18条第1項の規則で定める期間は、90日間とする。

(方法意見書の公告事項等)

第14条 条例第18条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 実施予定地
- (4) 方法意見書の縦覧の場所、期間及び時間

2 条例第15条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 那須塩原市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

#### 第4章 準備書

(準備書の公告事項等)

第15条 条例第21条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 実施予定地
- (4) 準備書の提出年月日
- (5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 条例第24条第1項の意見を提出できる旨
- (7) 前号の意見の提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項

2 条例第21条第1項の規定により準備書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 那須塩原市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所  
（準備書説明会の開催に当たり市長に提出する書類の記載事項等）

第16条 条例第22条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 実施予定地

2 条例第22条第2項の規定による書類の提出は、準備書説明会開催届（様式第4号）に配布を予定している書類を添付して行うものとする。

3 条例第22条第2項の規定による準備書説明会の開催の周知は、条例第23条の規定による準備書の内容の周知と併せて行うことができる。

（準備書の内容の周知方法）

第17条 条例第23条の規定による準備書の内容の周知は、事業者の事務所又は適切な施設において準備書を縦覧に供することにより行うものとする。

2 事業者は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる方法のうち適切なものにより周知させるよう努めるものとする。

(1) 準備書の概要を平易に記載した印刷物の作成及び配布

(2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、方法書の内容を周知するための適切な方法

3 事業者は、前2項の規定により周知の方法を決定したときは、速やかに当該方法を市長に報告するものとする。

(準備書についての意見の提出方法)

第18条 条例第24条第1項の規定による意見の提出は、準備書についての意見書(様式第5号)により行うものとする。

(準備書見解書の公告事項等)

第19条 条例第25条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称

(3) 準備書見解書の提出年月日

(4) 準備書見解書の縦覧の場所、期間及び時間

2 条例第25条第3項の規定により準備書見解書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 那須塩原市役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(公聴会の開催に係る公告事項)

第20条 条例第26条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 実施予定地
- (4) 意見の陳述をすることができる者の人数及び1人当たりの陳述時間
- (5) 意見の陳述の申出の期限、申出先その他意見の陳述の申出に必要な事項
- (6) 傍聴することができる者の人数
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項  
（公聴会における意見陳述の申出方法）

第21条 条例第26条第3項の規定による申出は、公聴会に係る意見陳述申出書（様式第6号。以下「陳述申出書」という。）により行うものとする。

（公聴会の中止等）

第22条 市長は、条例第26条第1項ただし書の規定により公聴会の開催を中止し、又はしないときは、速やかにその旨を公告するものとする。

（公述人の選定）

第23条 市長は、条例第26条第3項の規定による申し出た者（以下「申出者」という。）の数が第20条第4号の人数の範囲内であるときは、申出者を公聴会において意見の陳述をすることができる者（以下「公述人」という。）として選定するものとする。

2 市長は、申出者の数が第20条第4号の人数を超えたときは、陳述申出書に記載された意見の要旨の類似性等を考慮して、申出者のうちから公述人を選定し、又は公述人が意見を述べる時間を制限するものとする。ただし、市長が公聴会の運営上支障がないと認めるときは、全ての申出者を公述人とし

て選定することができる。

- 3 市長は、前2項の規定により公述人を選定し、又は意見を述べる時間を制限したときは、申出者にその旨を通知するものとする。

(事業者等の出席)

第24条 事業者又はその代理人は、条例第26条第4項の規定により公聴会に出席し、陳述された意見についての見解を述べようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を申し出るものとする。

(公聴会の主宰)

第25条 公聴会は、市長が指名する職員が議長となり、これを主宰する。

(公述人の陳述等)

第26条 公述人は、陳述をしようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 公述人は、陳述申出書に記載した意見の要旨に準拠して陳述をしなければならない。

- 3 議長は、陳述が陳述時間を超えたとき、公述人が前2項の規定に違反したとき、又は公述人の言動が不穏当と認めるときは、その陳述を禁止し、又は当該公述人に退場を命ずることができる。

(質疑)

第27条 議長は、必要があると認めるときは、公述人に質疑することができる。

- 2 公述人は、議長に対し質疑をすることができない。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(秩序の維持)

第28条 議長は、公聴会の秩序を維持するため特に必要があると認めるとき

は、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をしたものに退場を命ずることができる。

(公聴会の結果の記録)

第29条 条例第26条第6項の書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 公聴会の対象事業の名称
- (2) 公聴会の開催の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名
- (4) 公述人の発言の要旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の経過及び概要に関する事項

(審査書の作成期間)

第30条 条例第27条第1項の期間は、120日間とする。

## 第5章 評価書

(評価書の公告事項等)

第31条 条例第29条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあって、はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 実施予定地
- (4) 評価書の提出年月日
- (5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

2 条例第29条の規定により評価書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 那須塩原市役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

## 第6章 事後調査の手續等

(工事の着手の届出)

第32条 条例第32条第1項の規定による届出は、工事着手届出書（様式第7号）により行うものとする。

(工事の完了の届出)

第33条 条例第32条第2項の規定による届出は、工事完了届出書（様式第8号）により行うものとする。

(事後調査報告書の公告事項等)

第34条 条例第35条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称

(3) 対象事業を実施する場所（以下「実施地」という。）

(4) 事後調査報告書の届出年月日

(5) 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(6) 条例第36条第1項の意見を提出できる旨

(7) 前号の意見の提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項

2 条例第35条の規定により事後調査報告書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 那須塩原市役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(事後調査報告書についての意見の提出方法)

第35条 条例第36条第1項の規定による意見の提出は、事後調査報告書に

ついで意見書（様式第9号）により行うものとする。

## 第7章 対象事業の内容の変更等

（事業内容の変更の届出）

第36条 条例第38条第1項の規定による届出は、事業変更届出書（様式第10号）により行うものとする。

（事業内容の変更の届出を要しない事業内容の変更）

第37条 条例第38条第1項ただし書の軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 対象事業の名称の変更
- (2) 事業規模の縮小
- (3) 別表第2の事業の欄に掲げる事業ごとにそれぞれ同表事業の諸元の欄に掲げる事項の変更であって、同表変更の要件の欄に掲げる要件に該当するもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めべき特別の事情があるものを除く。）
- (4) 別表第2の事業の欄に掲げる事業ごとにそれぞれ同表事業の諸元の欄に掲げる事項以外の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更  
（環境影響評価その他の手続の要否に係る通知の期間）

第38条 条例第38条第2項の期間は、30日間とする。

（対象事業の廃止等の届出）

第39条 条例第40条第1項の規定による届出は、事業廃止等届出書（様式第11号）により行うものとする。

## 第8章 那須塩原市環境影響評価審議会

（会長及び副会長）

第40条 那須塩原市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第41条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第42条 審議会は、必要と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第43条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

（委任）

第44条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 第9章 雑則

（手続の併合）

第45条 条例第43条の規定により対象事業に係る手続を併せて行おうとする者は、対象事業の併合届（様式第12号）を市長に提出しなければならない

い。この場合において、いずれかを代表者と定めるものとする。

- 2 前項の代表者は、対象事業に係る手続を分離して行おうとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(身分証明書)

第46条 条例第47条第2項の身分を証明する書類は、身分証明書(様式第13号)によるものとする。

(雑則)

第47条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8章の規定は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第2項の規定により規則で定める許認可等の申請その他の行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例施行規則(令和2年那須塩原市規則第33号)第5条第1項に規定する設置事業事前協議書の提出

- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項に規定する許可の申請

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する許可の申請

- (4) 栃木県廃棄物処理に関する指導要綱第8条第1項に規定する事業計画書

の提出

(5) 栃木県土地利用に関する事前指導要綱に基づく事前協議書の提出

別表第 1 (第 3 条関係)

| 事業                    | 要件   |
|-----------------------|--|
| 1 条例第 2 条第 2 号アに掲げる事業 | 太陽光発電所の設置の事業であって、森林（森林法第 2 条第 3 項に規定する国有林及び同法第 5 条第 1 項の地域森林計画の対象となっている同法第 2 条第 3 項に規定する民有林をいう。以下同じ。）において立木竹を伐採する区域（以下「森林伐採区域」という。）の面積が 5 ヘクタール以上のもの |
|                       | 太陽光発電所の変更の事業であって、森林伐採区域の面積が 5 ヘクタール以上増加するもの  |
| 2 条例第 2 条第 2 号イに掲げる事業 | 廃棄物最終処分場の設置に係る、全ての事業   |
|                       | 廃棄物最終処分場の事業面積又は埋立の用に供する場所に係る規模の変更に係る全ての事業  |

別表第 2 (第 3 7 条関係)

| 事業                      | 事業の諸元         | 変更の要件                                |
|-------------------------|---------------|--------------------------------------|
| 1 別表第 1 の 1 の項に該当する対象事業 | 森林伐採区域の面積     | 増加する面積が当初計画の面積の 10 パーセント未満、かつ、1 ヘクター |
| 2 別表第 1 の 2 の項に該当する対象事業 | 埋立の用に供する場所の面積 | 増加する面積が当初計画の面積の 10 パーセント未満であること。     |

|  |   |                 |
|--|---|-----------------|
|  | <p>廃棄物の処理及び清掃<br/>に関する法律施行令<br/>(昭和46年政令第3<br/>00号) 第5条第2項<br/>の一般廃棄物の最終処<br/>分場又は同令第7条第<br/>14号イからハまでに<br/>掲げる産業廃棄物の最<br/>終処分場の別</p> | <p>変更しないこと。</p> |
|--|---|-----------------|